

第 2 回検討会議における各委員発言要旨及び検討案

- 条例制定の趣旨
- 県民等の自発的な防災活動の促進を図るため、県民等の責務、取組等を明らかにする。

- 条例に反映させる意見の基本的な方針
- ①普遍的と考えられるものは条例に反映
- ②主に自助・共助（県民等の防災意識を高めるもの）に関するものを反映する
- ③①・②に該当しないものの、以下のとおり整理
- ◆条例の制定当時の根拠を示すもの→前文
- ◆前文以外のもの→基本理念
- ④その他、多くの意見があったものは、条例への反映を検討

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
米田委員	第 1 条	公助もちゃんとあるということが、県民は分からないような気がする。いきなり自助、共助を基本とした防災条例を作りますという、公助はやらないのか、責任逃れなのではないか、というニュアンスが伝わってほしくない。しっかりと目的のところに、公助はするんだけど、それだけだと皆さんの命を守れないみたいなことを書き込んだ方がいいのではないかと。	○	前文参照	御意見の趣旨は前文の＜公助の限界＞と＜自助・共助の重要性＞において記載しておりますが、御意見を反映し、表現を修正します。 また、条例制定後は、普及啓発において前文の趣旨を普及啓発していきます。
立岡委員		公助が支援しないわけではないので、その辺を盛り込んでいただきたい。			
米田委員	第 2 条	単語が分かりづらく、県民は自分がどこに属してるのか分かりにくい。ぱっと見て理解できる県民ってあまりいない。ＪＶＯＡＤや社協との繋がりをポンチ絵等で分かりやすくしないと、一般人は分かりにくい。			効果的な周知啓発に係る施策検討の参考とさせていただきます。
小山内委員	第 2 条	災害中間支援組織が災害支援団体に含まれるかどうか分からないので、検討いただきたい。			本条例案では、災害中間支援組織も災害支援団体に含めることとして整理しています。
葛西委員	第 2 条	災害支援団体等の「等」の位置づけが条例の中になく、「等」というのはどこまで含まれているかが分からない。	○	【第 3 条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （４）県、市町村及び 防災支援団体 が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。 【第 5 条】県のすべきこと 県は、～国、他の都道府県、市町村及び 防災支援団体 と連携し、地域防災計画に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。 【第 6 条】市町村のすべきこと 市町村は、～国、県、他の地方公共団体及び 防災支援団体 と連携し、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。	「防災支援団体」に統一します。 （修正前は災害支援団体でしたが、災害予防から災害復旧までの取組を行うことから「防災支援団体」に修正します。） このことにより、第 3 条第 4 号、第 5 条及び第 6 号の規定を「防災支援団体等」から「防災支援団体」に修正します。

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
立岡委員	第2条	現在は避難所に行くことだけが避難ではなくて、安全な場所であれば在宅避難とかいろんな避難方法がある。避難とは難を避けることであり、災害イコール避難場所ではない。避難という定義で、難を避けることであるみたいな文言を入れてほしい。	○	【第13条】避難行動 1 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに 安全な場所に 避難することとし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。	御意見の趣旨に鑑み、第13条第1項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに避難することとし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 修正後） 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに 安全な場所に 避難することとし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。
小山内委員	第3条	本県の社会特性の考慮や半島地形という部分をしっかりと書いたところは非常に大事であり、この文言を、責務や備えなど、いろんなところにしっかりと繋げて、具体化して、理解できる流れにこの条例の中で持っていくことがとても大事。			周知啓発は不可欠であることから、条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。
小山内委員	第3条	本県の社会特性として、青森県の場合、NPOのような市民団体の質が他県に比べてまだまだな部分もあると感じている。能登半島地震の時、石川県がこれまでの政策の中で、あまり市民団体を育てることをしっかりとやってなかったというお話を伺い、そのため、災害が起きた時に支援団体が地元であまり現れなかったということがある。市民団体等の育成というのも、この後の方に繋がると思うが、青森県で取り組んでいくことが大事。			本条例は県民の防災への関心を高め、主体的な防災への取組を促進することにより災害に強い青森県づくりを実現することを目的とするものです。NPOを含む防災ボランティアの育成については、この条例の趣旨を踏まえ、地域防災計画に基づき対応していきます。
米田委員	第3条	地域の中にいると、事業者だろうが支援者だろうがみんな被災するので、地域の外からの支援を中長期的に受け入れられるような体制を事前に作ることが絶対に必要。災害の支援は社会福祉協議会に任せておけばいいよということには絶対にならないので、外から受け入れられるように事前に準備しておくみたいなことをどこかに書きたい。 取組を継続的に進めていくことは絶対に必要。NPOがしっかりと動いてるところはうまく支援が届いたということがあったので、やはり受け入れ体制を日頃から作っておくことは必要。			本条例は県民の防災への関心を高め、主体的な防災への取組を促進することにより災害に強い青森県づくりを実現することを目的とするものです。NPOを含む防災ボランティアの円滑な受入体制の確保については、この条例の趣旨を踏まえ、地域防災計画に基づき対応していきます。
小山内委員	第4条	「県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする」の「協力」について、類義語だと、支援するとか補助的なという意味合いがあるので、「協力」というよりも、一緒に取り組んでいくという姿勢でいかないとなかなか前に進まないのではないか。 「一緒に取り組む」、「ともに歩みを進める」という表現の方がよいのではないか。			「協力する」とは、「心を合わせてものごとをすること」の意（出典：広辞苑）であり、委員御提案の「一緒に取り組む」又は「ともに歩みを進める」と同義と整理しています。
船橋委員	第5条	他は災害支援団体であるが、ここだけ防災支援団体となっている。			青森県防災会議委員からの意見を踏まえ、「防災支援団体」で統一することとしました。
米田委員	第5条	「市町村と連携し」と書いてあるが、市町村任せにすると現実的には難しい。こんなふうにしたらいいのではないかというパターンを県の方で用意することはすごく大事。 例えば、人口がこれくらいで高齢化率がこれくらいの水害が起こりそうな地域はこんなことが必要なのではないかというパターンを何個か県が作っておかないと、現実的には判断できないのではないか。			自助・共助の取組促進に係る課題として市町村と共有するとともに、施策検討の参考とさせていただきます。

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	第7条	第1項の文言だと、従来型の知識習得等の研修、例えば段ボールベッドや避難所をただ作ってみるとか、このような範囲でしかイメージがわからない方が多いと思う。基本理念の第3号に「他者の人格と個性を尊重し」と書いてあるが、人権尊重型の研修もしっかりと明記する必要があるのではないかと。 例えば、スフィア基準とかの中でも大事なことは、被災者は支援を受ける権利がある、支援者は被災者の権利に基づいた支援をするというのがしっかりと書かれている。ソフト面になるとは思うが、そういう人権尊重型の研修にも取り組むみたいなのも明記すると、しっかりと抜け落ちることなくそういう研修がなされるのではないかと思う。 県の施策もそうだが、受ける側も県民も知識やスキルを一つ一つ身につけていれば、それで何とかなると、それで十分だと思ってる人たちがまだまだ多いと思う。そうではなく、人間として、人権という部分から、人権尊重型の研修に参加することも必要。 そういう研修の必要性を、県民自身もちゃんと理解しておくことが必要ではないか。			本条例では防災対策について、基本理念（第3条）に掲げる事項を旨にのっとり行うこととしております。 委員御意見の人権の尊重は第3号で「県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者の人格と個性を尊重して行動すること」と規定していることから、第7条第1項の「防災に関する正しい知識」にはこのことが含まれることとなります。
中里委員	第7条	第2項の「避難場所、避難経路、避難方法その他の安全な確保に必要な事項」に「最新の情報を確認するとともに」という文言を入れていただきたい。 この間の津波の時にあったが、いただいたメールで「会社の規定で津波が来た時は関係会社の屋上に避難するということだったので、8時間避難した」との内容があった。そうしたら社員の方が熱中症になってしまった。これは元々そういう規定があったっていうのもあるだろうし、今日は何度なんだっていうところも、ハザードマップが古い方もいると思うし、雪や雨、気温ということもあると思うので、ある程度臨機応変さというか、アップデートみたいなことを入れてほしい。 会社は、津波の時に浸水ハザードマップでいうと真っ赤なところにいるが、生放送の担当で、もし大きな津波が来た時にどうするんですかという話になった時に、もちろんみんなのために報道するのも大事だけど、自分の命も大切だという話になった。それで、その時の避難場所がその上司によって違う。元々ある避難場所と津波の時の避難場所が違ったりもする。なので、皆さんの情報のアップデートと共有というところを入れてほしい。	○	【第7条】防災知識の習得等 2 県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第2条第6号に定める指定地方公共機関その他関係機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。	御意見の趣旨に鑑み、第7条第2項の規定を以下のとおり修正します。 また、情報の提供元についても正確に記載することとし、併せて修正します。 修正前） 県民は、自らが生活する地域において、県、市町村その他関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。 修正後） 県民は、自らが生活する地域において、<u>国、県、市町村及び法第2条第6号に定める指定地方公共機関</u>が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
立岡委員	第 7 条	第 2 項の「避難場所、避難経路、避難方法その他の安全な確保に必要な事項」のうち、避難場所の後に避難所も入れてほしい。	○	【第 7 条】防災知識の習得等 2 県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関その他関係機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、 避難所 、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。	第 7 条第 2 項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） 県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関その他関係機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。 修正後） 県民は、自らが生活する地域において、国、県、市町村及び法第 2 条第 6 号に定める指定地方公共機関その他関係機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、 <u>避難所</u> 、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。
船橋委員	第 8 条	3 日間の備えという文言はやはり条例には入れられないのか。			今回の条例は普遍的な部分を規定することとしていることから、委員御意見の具体的な日数については、普及啓発に係る施策検討の参考とさせていただきます。
小山内委員	第 9 条 第 1 0 条	「消防団及び自主防災組織云々で、参加するよう努める」と書かれてあるが、消防団などはただ人が増えればいいというわけではない。歴史があるので、消防団の役割が固定化されている。 豪雨災害の時、女性消防団の方々が、本当は消防団員としてできることを色々やりたかったが何もしなくてもいいとか、おにぎり作ってくださいなどと言われ、自分たちはやれることもあるし、協力できることもあるが、できなかったという事例がある。 なので、ここの災害時の消防団の任務をもう少し柔軟性のあるものにしていかないと、せっかくそういう組織があっても、本当に力を発揮することができないことにつながる可能性があるので、条例に書くかどうかは別として、頭に入れていただきたい。			消防団員の役割分担については、各市町村消防団が、地域や団の実情に応じて決めていると思われますが、いただいた御意見は、今後の消防団に係る施策を検討する上での参考とさせていただきます。
北向委員		女性消防団員の役割の話を受け、第 9 条のところで個々の知識や技能、スキルを活かすような体制を整えていくとかですね、そういう形で改めて強調してもいいのではないか。			
立岡委員		小山内委員発言の消防団活動の範囲の話については、消防団の組織の中での活動になると思う。確かに活動したい人がいても活動できなかったり、やりたい業務ができなかったり、様々な現状があると思うが、この点は消防団の問題であると思う。 実際、消防団は装備も持っていますし、しっかりと消防団が機能すれば地域の防災力は本当に上がると思われる。			
立岡委員		弘前では 4 年制の大学が 4 大学、短大が 2 大学あるが、そこで連携して学生消防団を作ろうかなと考えている。学生は、災害があれば遠方から来てる人もなかなか帰れないので、若い力をしっかり教育すれば大規模災害時に非常に役に立つのではないかと考えている。こういう、機能別で大規模災害に特化した学生消防団の結成みたいなものが今後出てくるのではないかと考えている。			

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	第１０条	第３項で「環境整備に努めるものとする」と書いてあるが、この環境整備の言葉の捉え方として、どうしてもハード面だけという捉え方をされる可能性があるので、ソフト面での環境整備が必要ではないか。 消防団や自主防災組織に参加したいという気持ちがあっても、事業主とか職場環境的にそういう活動に参加できないという人たちもいるかと思うので、参加しやすい体制整備とか、もう少し具体的な文言を入れてはどうか。	○	【第１０条】災害時の事業活動の継続等 ３ 事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等の活動に参加することができるよう、 できる限り配慮し 、環境整備に努めるものとする。	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第１１条第１項において「事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。」と規定されていることを踏まえ、第１３条第３項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） 事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等の活動に参加することができるよう、環境整備に努めるものとする。 修正後） 事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等の活動に参加することができるよう、 <u>できる限り配慮し</u> 、環境整備に努めるものとする。
小山内委員	第１０条	「くるみん」や「えるぼし」などの認定制度があると思うが、例えば消防団等の活動に社員が参加していることで入札の加点に繋がるなど、企業にとってのメリットがあればよいのではないか。 （企業にとってのメリットについて、委員発言の取組は既に消防庁において登録制度として行われているとの県回答に対し）どこまでそれを事業主に知られているかという部分は疑問に思うので、ぜひ広く広報してほしい。			県の総合評価落札方式における地域防災への協力体制の評価【地域防災への協力体制の有無（例：消防団協力事業所の認定等）】の周知啓発に係る施策検討の参考とさせていただきます。
北向委員	第１０条	第２項で「定期的に点検する」と書いてあるが、ＮＨＫがＢＣＰについてのセミナーを取材したときに、点検はしても実際の訓練はやってないというところが結構あったので、訓練というものをどこかに入れるとよいのではないか。 セミナーの中でも自分の県が被災した場合は県外企業との連携という話が必ず出てくるといふことで、これを進めるような文言をどこかに入れ込んでもよいのではないか。	○	【第１０条】災害時の事業活動の継続等 １ 事業者は、災害が発生した場合においても従業員の命を守り、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる 資機材の整備及び点検並びに資機材を活用した訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。 ２ 事業者は、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。	御意見の趣旨を踏まえ、第１０条の規定を以下のとおり修正します。 なお、修正に当たっては、条項間の規定内容の整合を図るため、第１０条第１項及び第２項の見直しを行うこととします。 修正前） １ 事業者は、 <u>災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をし、及び継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。</u> ２ 事業者は、 <u>災害時に従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。</u> 修正後） １ 事業者は、 <u>災害が発生した場合においても従業員の命を守り、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材の整備及び点検並びに資機材を活用した訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。</u> ２ 事業者は、 <u>地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。</u>

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
立岡委員	第 1 2 条	自主防災組織もすごく大事だが、消防団も自助、共助に関わっている。消防団は特別職の非常勤の地方公務員だが、平成 2 5 年にできた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中でのピラミッド構造を考えると、まず常備の消防があって、消防団が来て、その後自主防災組織となってくる。これを考えると、ここに具体的に消防団という文言も入れてもいいのではないか。			消防団は市町村の組織であり、その活動内容については消防組織法及び同法に基づき各市町村が規定する条例により対応することとなります。

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	第１２条	共助というのは、自分の地域間の中での助け合いだけではなく、他の地域でも助け合うという体制と捉えているので、共助の捉え方をもう少し広めて、広い範囲で考えられるような文言がここにもあってもいいのではないか。			消防団の活動は、市町村の指揮命令下で行われるものであることから、第１２条には含まれないものとして整理しています。
葛西委員	第１３条	受援力のところは、自分で頑張ろうというように読み取れてしまうので、特に要配慮者の方々に対して、支援を受けてもいいというものを県民の役割として入れてもよいのではないか。	○	【第１３条】避難行動 １ 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、 自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難することとし 、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、 自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難することとし 、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。	御意見の趣旨を踏まえ、第１３条第１項及び第２項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） １ 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは 速やかに避難することとし 、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難を要すると判断したときは、 <u>自主的に避難することとし</u> 、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。 修正後） １ 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、 <u>自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難することとし</u> 、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する正しい情報を収集し、必要に応じ地域住民に速やかに伝達するとともに、 <u>避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難することとし</u> 、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。
北向委員	第１３条	「避難の指示その他の避難のための措置の発令等があった時は速やかに避難」となっているが、特に、コロナ以降、避難所に必ずしも行かない、つまり、自宅で避難、あるいは親戚のところに避難というように、自宅で安全が確保できるのであれば、自宅にとどまるということも最近の方向性としてはあるので、もしかするとそういう文言を入れ込んでもいいのではないか。	○	【第１３条】避難行動 １ 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに 安全な場所に避難することとし 、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて 自主的に安全な場所に避難することとし 、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。	本条は避難を要すると判断した場合における避難に関する規定であり、避難所のみへの避難を想定した規定としていません。 なお、「自宅で安全が確保できるのであれば、自宅にとどまること」については、第１３条第１項及び第２項に反映させます。
		第２項において「自ら防災に関する情報の収集に努め」という少し柔らかい表現になっているが、「正しい情報を得て」など、もう少し強いものを入れてもいいのではないか。 先日の津波警報の時にも、不確かな情報がネットで拡散したという情報があった。他県の防災条例では、ネットで不確かな情報が広がることがほぼ書かれてない状況。今後、大きな災害が起きるたびに、そういう不確かな情報が広がるかもしれない環境になっているので、そういうことを条例の中に強く入れてもいいのではないか。		【第１３条】避難行動 ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、 自ら防災に関す	御意見の趣旨を踏まえ、第１３条第２項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） ２ 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、 <u>自ら防災に関する情報の収集に努め</u> 、避難を要すると判断したときは、自主的に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとす

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
北向委員	第 1 3 条	N H K では、デマなどの不確かな情報を発信、拡散しないということを放送でもよく言っているが、一方で、正確な情報を得て、それを必要に応じて、例えば、友人や知人と S N S など で共有してくださいということを放送でもよく言うようになっている。例えば、正確な情報を得るよう努めるとともに、必要に応じて地域などで共有し、避難行動につなげるとか、そういうものがあっていいのではないか。	○	る正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。	る。 修正後） 2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、 <u>自ら防災に関する正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、</u> 避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。
米田委員	第 1 3 条	A I に聞いたところ、（デマなどの不確かな情報を発信、拡散しない）対策として、衛星通信とか太陽光発電による独立通信ラインの導入みたいなことをやっておく必要があるというアドバイスを頂戴した。			施策検討の参考とさせていただきます。
中里委員	第 1 3 条	青森県は第一次産業が多く、お一人という方もいらっしゃると思うので、第 3 項に、そういった方たちのための声かけなどを入れてもいいのではないか。津波とかもそうだが、海から上がってくる時に、津波が来るぞとか、そういったことを、声をかけながら、その場にいる方に大きな声で言いながら避難するということも緊急時には必要なことなのか。	○	【第 1 3 条】避難行動 3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 地域における正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに 、避難の誘導、初期消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。	御意見の趣旨を踏まえ、第 1 3 条第 3 項の規定を以下のとおり修正します。 修正前） 3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 <u>地域における情報の収集及び伝達</u> 、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。 修正後） 3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 <u>地域における正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに</u> 、避難の誘導、初期消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。
三上委員	第 1 4 条	避難所の開設は自治体が行って、運営は避難した県民が自らやるということを、防災士の講義を受講して初めて知った。なので、第 1 4 条の冒頭の部分で、避難所の開設は自治体が行うなど、そういうものがあった方がその明確な違いを認識できるので、理解しやすいのではないか。			御意見の趣旨は防災知識に係るものであり、研修の効果的な実施及び普及啓発に係る施策検討の参考とさせていただきます。
小山内委員		マニュアル的には、自治体が鍵を開け、その後の避難所では自主防災組織や地域の方々がということにはなっているが、能登半島地震の時も行政職員がなかなか来れなくて開けられなかったことがあった。 出て来るのを待つのではなくて、窓ガラスを割ってでもとにかく開けましょうというふうになっているので、条例に入れてしまうと、それが決まりごとになって、みんな待っていないきゃいけないというふうになってしまう可能性があるのでは、そこはきちんと検討する必要があるのではないか			

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	第１４条	避難所における生活環境の確保と書いてあるが、避難所だけではなくて、その後の仮設住宅であったり、在宅避難の方もいらっしゃるので、そういった方々への見守り、助け合いも必要だということも書いた方がいいのではないか。	○	【第１４条】避難所等における生活環境の確保 県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所（以下「避難所等」という。）の運営に携わるとともに、避難所等に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所等における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。	御意見の趣旨を踏まえ、第１４条を以下のとおり修正します。 修正前） 県民及び自主防災組織等は、災害支援団体と連携して主体的に避難所の運営に携わるとともに、避難所に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。 修正後） 県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所（以下「避難所等」という。）の運営に携わるとともに、避難所等に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所等における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。
北向委員		今回、避難所における生活環境の確保と書いてあるが、在宅避難や、知人のところに避難するようなことが、第何条かで入ってもいいのではないか。			
北向委員		熊本地震などで実際の避難所の中継などを担当したが、在宅避難していると情報が届かないとか、お弁当も配達されないとか、そのようなことが実際に起きていた。なかなかサポートが回らないんだということを実感している。 こうしたことを踏まえ、避難所にいない方々へのサポートについて、何か文言として入れてもいいのではないか。			
葛西委員		時間軸の絡みもあるので、例えば仮設住宅まで入れるかとなると、この条例だと時間軸がだいぶ先だと思うが、在宅避難者についての方向性を条例でどう規定するのか。 在宅避難者の方が課題になっていくのは間違いないことなので、もし大変でなければ、地域の相互の支え合い活動という中で条例に入れることができないか。			
小山内委員	第１５条	人権尊重型の研修ということをお話しした時に、課長の方から、第１５条に入るのではないかと話があったので、ぜひ第１５条にその文言を入れていただきたい。			本条例では防災対策について、基本理念（第３条）に掲げる事項を旨にのっとり行うこととしております。 委員御意見の人権の尊重は第３号で「県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者の人格と個性を尊重して行動すること」と規定していることから、第７条第１項の「防災に関する正しい知識」にはこのことが含まれることになります。
米田委員	第１５条	第１５条の中に出てくる内容は、備蓄の促進及び資機材の点検みたいところは重要で、積極的にやりましょうということを書いているが、普及啓発というよりも、あり方を見直すことが必要。少なくとも備蓄と自主防災組織のあり方は見直しをしないと維持できないのではないか。			備蓄及び自主防災組織の課題として市町村と共有するとともに、備蓄の充実及び組織の在り方に係る施策検討の参考とさせていただきます。 なお、備蓄に関し、県では今年度から市町村と共同調達を行うこととしており、先般、希望する19市町村と協定を締結したところです。
米田委員	第１５条	市町村との連携も見直しをしないと（市町村が）多分やりたくてもやれないのではないか。 どうやってやったらいいかわからないことがあるので、そこはあり方の検証も含めて県は取り組むぐらいまでは書いた方がいい。 具体的に何をするのかについては、例えば、備蓄はローリングストック大会を学校でやるとか、避難所の運営、カードゲームを地域の人みんなで作るみたいなことをやるとか、プチ自慢大会みたいな、うちの防災はこんなのだというイベントをやるとか。情報をただ伝えればいいとか、連携の仕方を変えるだけではなくて、あり方をこのように見直してください、具体的にはこうです、みたいなのがあっていいのではないか。			防災対策全般の課題として市町村と共有するとともに、自助・共助の取組促進に係る施策検討の参考とさせていただきます

委員名		御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
米田委員	第 1 5 条	災害中間支援組織は作る必要があると思うので、それに取り組みますというのは、政策の柱の一つとして書けるのであれば書いた方がいいのではないかな。			本条例は、県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進を図るために県民等がすべきこと、取組を明らかにすることにより地域防災力の向上を図ることを目的としています。 災害中間支援組織は、この条例の趣旨を踏まえ、地域防災計画に基づき推進していくこととしています。
三上委員	前文	青森という地域を考えた時に、大雪という文言も入れていただきたい。	○	前文参照	御意見の趣旨及び他の委員の皆様の御意見の趣旨を踏まえ、前文を修正します。
米田委員	前文	今できていることが10年後もできるわけではない。だから、今よりもきちんとやらなければいけないということをぜひ加えた方がいい。人口は減るし、自分の力で逃げられない人間がたくさん増えるわけだから、今できてるからいいということではない。	○	前文参照	御意見の趣旨は前文の＜自助・共助の重要性＞において記載しておりますが、御意見を反映し、表現を修正します。
小山内委員		防災、減災というのは平時からの取組がとても重要だということを、前もって県民の方に伝えておく必要があるのではないかな。 だから平時における研修や訓練もだが、日常生活の一つ一つが、災害時の困難に繋がったりするので、平時からの取組がとても大事だということも改めてどこかに入れていただきたい。			
船橋委員	その他	条例を作るにあたりモニタリング制度的なものもあればいいのではないかな。条例は作りっぱなしではなくて、定期的に評価、検証して行って、継続的に改善とかが必要なのではないかな。			条例に基づく施策の展開に当たっての参考とさせていただきます。
小山内委員	その他	条例を作って、県民の皆さんに見える化する必要がある。 ロジックモデルを作って、最終的な目標は何で、そこに向かって、長期的アウトカムとか中長期アウトカム、短期アウトカム、だから平時においてこういう活動が必要だということ、総合的に何か見えるものを県民に対して示す必要があるのではないかな。 そうでなければ、避難所とか避難行動とかを県民自身が縦割りに感じ、何を目指してどういうことが必要だというところが理解しにくくなるので、ロジックモデルを示した上で、ちゃんと指標を作って評価しながら進めていくことが大事ではないかな。 ロジックモデルを作るにあたっては、県が作るよりも、県民のいろんな立場の方の意見を聞きながら、このロジックモデルに落とし込んで県民に示していくようなワークショップなどを開催し、分かりやすく県民の方々に受け入れていくか、県民がやらなきゃいけないと思えるような、そして「じぶんごと」として考えられるような形にしていけることが必要なのではないかな。			条例に基づく施策の展開に当たっての参考とさせていただきます。